

指定給水装置工事事業者 指定登録・更新時の事業運営に関する確認書 (新規・更新)

(〒 -)

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

印

電話/FAX番号

携帯電話

E-mail

①水道事業者（他の水道事業者や水道事業者等の連携による広域開催も含む）が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講状況（過去5年以内）

受講年月日 【公表：可・不可】

(受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。)

年	月	日	・	未受講
(未受講の場合、その理由) ※非公表				

②指定給水装置工事事業者の業務内容

営業時間、休業日等（修繕対応時間もご記入ください。） 【公表：可・不可】

営業時間	
休業日	
修繕対応時間	

漏水等修繕対応の可否 【公表：可・不可】

(該当部に○をつけてください。その他欄には夜間・休日等の対応についての記入も可能。)

屋内給水装置の修繕	・	埋設部の修繕
その他 ()		

対応工事種別（新築／改造等） 【公表：可・不可】

配水管からの分岐	～	水道メータ	(新設	・	改造(変更等))
水道メータ	～	屋内給水装置	(新設	・	改造(変更等))

その他（緊急時連絡先等） 【公表：可・不可】

--

- ・公表には、ホームページ等への掲載を含みます。
- ・業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者はその旨を届け出るようお願いします。
- ・別紙の③から④項目についても、ご記入ください。

④過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

【水道法施行規則第36条】

法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

□ 「配水管からの分岐～水道メータ」の工事を施行しないため不要

下記の内容の公表の可否(公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)

【公表： 可 ・ 不可】

※過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)		工事年度
			保有している資格等	

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載してください。

- (1) 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- (2) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- (3) 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管課の課程修了者
- (4) 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

★ 資格を証明する書類(資格証等)の写しを必ず添付してください。

「配水管からの分岐～水道メータ」の工事を施工しない場合は、任意の記載となります。

- ・技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

指定給水装置工事事業者 指定登録・更新時の事業運営に関する確認書 (新規・更新)

(〒000-1234)

住所又は所在地

伊東市大原町〇〇

新規・更新いずれかに〇印をつけてください。

氏名又は名称

〇△設備

代表者氏名

〇〇 △△

印

電話/FAX番号

0000-12-3456

携帯電話

指定申請書に押印した印

法人：代表者の印(登記届出の丸印)

個人：認印 (ゴム印 (シャチハタ含む) 不可)

【公表：可・不可】についての
確認箇所は計7つあります。
必ずどちらかに〇をつけて下さい。
※ 内容が空欄の場合も必ずどちら
かに〇をつけてください。

①水道事業者 (他の水道事業者や水道事業者等の委託による広域開催も含む) が実施 している指定給水装置工事事業者講習会の受講状況 (過去5年以内)

受講年月日

【公表：可・不可】

(受講を証明する書類 (受講証等) の写しを添付してください。)

令和 5 年 8 月 30 日	未受講
(未受講の場合、その理由) ※非公表	

受講者証の年月日を記載

未受講の場合のみ記載

②指定給水装置工事事業者の業務内容

営業時間、休業日等 (修繕対応時間もご記入ください。)

【公表：可・不可】

営業時間	毎週月曜日から土曜日 8時30分から17時
休業日	毎週日曜日、年末年始 (12/29から1/3)、GW
修繕対応時間	8時30分から17時 (17時以降は要相談)

漏水等修繕対応の可否

【公表：可・不可】

(該当部に〇をつけてください。その他欄には夜間・休日等の対応についての記入も可能。)

屋内給水装置の修繕	・	埋設部の修繕
その他 ()		

対応工事種別 (新築/改造等)

【公表：可・不可】

配水管からの分岐	～	水道メータ	新設	・	改造(変更等)
水道メータ	～	屋内給水装置	新設	・	改造(変更等)

その他 (緊急時連絡先等)

【公表：可・不可】

--

- ・ 公表には、ホームページ等への掲載を含みます。
- ・ 業務内容に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者はその旨を届け出るようお願いします。
- ・ 別紙の③から④項目についても、ご記入ください。

記入例

③給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況（過去5年以内）

【水道法施行規則第36条】

法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

下記の内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）

【公表：可・不可】

受講者名 (公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
〇〇 △△	給水工事振興財団 e-ラーニング	令和5年7月20日
□□ ◇◇	自社内研修 〇〇に関する業務研修	令和5年7月23日
<p>研修の内容は下記のとおりとする。（給水装置に直接関係する研修以外は記載不可）</p> <p>① 水道法（給水装置関連）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水装置工事主任技術者の職務と役割 ・給水装置の構造及び材質 <p>② 給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報</p> <p>③ 給水装置の事故事例と対策技術</p> <p>④ 給水装置の維持管理（故障・異常の原因と修繕工事法）</p> <p>※ e-ラーニングで実施した場合の確認書類は、受講終了時に表示される終了年月日の画面又は、受講者証等をプリントアウトしたもの。</p> <p>※ 自社内研修の場合は申し出のみとし、別途の証明の書類や受講の事実を証明する押印は必要なし。</p>		

- ・外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
- ・自社内研修については、研修の内容を記載してください。
(受講を証明する書類や受講の事実を証明する書類(受講証等)の写しの添付は不要)
- ・受講者名は、公表の対象ではありません。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

記入例

④過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

【水道法施行規則第36条】

法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること

【必須】工事を実施しない場合はチェック欄にレ点

□ 「配水管からの分岐～水道メータ」の工事を施行しないため不要

下記の内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）

【公表： 可 ・ 不可】

※過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事年度
			保有している資格等	
○○ △△	○	○	講習会修了者	R5
□□ ◇◇	○	○	検定会合格者	R5
社員A	○	×		R4
<p>下記に該当する方も記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格を有していなくても、経験を有している ・ 雇用関係又は下請け等も含み、給水装置工事に主に従事した者 				

※以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

- (1) 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
- (2) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- (3) 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管課の課程修了者
- (4) 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

★ 資格を証明する書類（資格証等）の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メータ」の工事を施工しない場合は、任意の記載となります。

- ・ 技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。
- ・ 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。